

ご説明資料

令和6年8月

令和5年度 実施状況評価(案) ～大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画～

目標の達成状況	
認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定と、その達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告及び要因分析等を行うことも検討されたい。目標達成に向け、まずはIR開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。	
認定区域整備計画に基づく取組の状況	
区域整備計画認定以降、様々な状況の変化等があったが、引き続き、要求基準を充足していることを確認した。 <u>金融機関との融資契約の締結、少数株主22社との株式引受契約の締結、液状化対策工事への着手、ギャンブル等依存症対策の実施など、様々な取組に進捗が見られ、一定の評価はできる</u> 。IR開業に向けて、認定区域整備計画に基づき着実に取組を進めるとともに、認定時の審査委員会における指摘等が適切に今後の取組に反映されることを求める。	
特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第9条第13項に基づき付された条件に係る取組の状況	
認定条件1	カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて、実施状況報告では設計の着手を確認した。認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう、今後の詳細設計・建設において十分留意すべきである。
認定条件2	推計値について、令和5年度の取組としては推計の前提条件に変更がないことの確認に留まっているが、今後、推計に用いる各種データ等の精緻化及び推計値の実現に向けた取組を着実に実施する意向を確認した。推計の精緻化とともに、推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。
認定条件3	カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資することを求める。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むことを求める。
認定条件4	地盤沈下量の計測の実施、専門家意見を踏まえた液状化対策の工法検討及び対策工事への着手等の取組が確認できた。引き続き、必要な対策を図るとともに、不測の事態に備えて対応策を十分検討しておくことが必要である。
認定条件5	対話型説明会の開催など地域との双方向の対話の場を設ける取組を実施していること、及び、引き続き、工夫しながら地域との良好な関係構築に継続的に努める意向について確認できた。引き続き、各種取組を継続することが重要である。また、地域との良好な関係構築のためには、SNSを活用した期待感の醸成や、誤情報等が流布しないような措置を講じることも重要である。
認定条件6	「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査の実施や依存症予防啓発ツールの作成など多くのギャンブル等依存症対策への取組が実施されていることが確認できた。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、PDCAサイクルを実行し、大阪府・市とIR事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。
認定条件7	「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図っていく意向が確認できた。認定条件1～6に掲げるもののほか、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び日々変化する訪日外国人のニーズを捉えた必要な見直しを適時行うことが必要である。
その他	
大阪府・市とIR事業者における知的財産権の保護に関する確認プロセスの強化及び教育の徹底等の取組が確認できた。アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージ回復に向けて引き続き適切な取組を継続することが重要である。	

今後の実施状況評価の進め方について

実施状況評価等に関する今後の想定スケジュールについて

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| ○令和6年7月 | 認定都道府県等から実施状況報告書の提出＜事務局において受領＞（済） |
| | 審査委員への意見照会（済） |
| ○8月2日 | 第44回審査委員会（済） |
| ○8月20日（本日） | 第45回審査委員会 |
| ○8月29日 | 第46回審査委員会 |
| ○9月頃 | 各省協議、IR推進本部への意見聴取 |
| | 実施状況評価結果の通知、公表 |